## 大阪体育大学公的研究費の不正使用に係る調査等専門委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪体育大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則第5条および第6条に基づき、大阪体育大学公的研究費の不正使用に係る調査等専門委員会に関し必要な事項を定める。

(設置)

- 第2条 大阪体育大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則第5 条に基づき、公的研究費の不正使用に係る調査等専門委員会(以下「専門委員会」 という)を置く。
  - 2 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
    - (1) 公的研究費の不正使用に係る通報に関する調査(予備調査を含む)の 要否
    - (2) 公的研究費の不正使用に係る調査委員会の設置に関すること
    - (3) 調査委員会の報告を受けての、関係者の処分に関すること
  - 3 専門委員会は、審議の結果を学長に報告しなければならない。

(構成)

- 第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
  - (1) 統括管理責任者
  - (2) コンプライアンス推進責任者
  - (3) コンプライアンス推進副責任者
  - (4) その他委員長が必要と認めた者 若干名
  - 2 専門委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は統括管理責任者を、副委員長は委員長の指名する者をもって充てる。
  - 3 委員長は、専門委員会を招集し、その会議の議長となる。
  - 4 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させることができる。
  - 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(予備調査)

- 第4条 専門委員会は、公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則第4条第1項 の報告に係る事案について第2条第2項(1)にて予備調査が必要であると認めた ときは、関連する部局等の長または部局等の長に代わる者(以下「部局長等」とい う。)に予備調査を行わせることができるものとする。
  - 2 関連する部局長等は、専門委員会から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から 14 日以内にその結果を専門委員会に報告するものとする。

#### (調査委員会)

- 第5条 専門委員会に、調査委員会を置くことができる。
  - 2 調査委員会は、大阪体育大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則第6条に基づき、設置するものとする。
  - 3 調査委員会は、当該事案に関し、次の各号に掲げる事項を実施する。
    - (1) 関係者からの事情聴取等に基づく調査
    - (2) 専門委員会への報告
  - 4 調査委員会は、不正に係る調査体制の公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者で、通報内容および関係者と直接利害関係を有しない者を含むものとする。具体的には、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
    - (1) 最高管理責任者が指名する教員 若干名
    - (2) 大学事務局の部長および課(室) 長のうちから委員長が指名する者 若干名
    - (3) 学外の弁護士または公認会計士等 若干名
    - (4) その他委員長が必要と認めた者 若干名
  - 5 調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員から選出する。
  - 6 第2項第2号から第5号までの委員は、委員長が委嘱する。

## (調査の実施)

- 第6条 調査委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。
  - 2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について関係機関(配分機関等)に報告し、または協議しなければならない。
  - 3 調査委員会は、調査対象の構成員(以下「対象構成員」という。)に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
  - 4 調査委員会は、関連する部局長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
  - 5 調査委員会は、必要に応じて、対象構成員に対し調査対象制度の公的研究費の使用 停止を命ずることができる。
  - 6 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究および教育 上のいかなる不利益な取扱いも受けない。
  - 7 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、対象構成員その他当該調査に 協力した者の名誉およびプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなけ ればならない。

### (意見聴取)

- 第7条 調査委員会は、裁定を行うに当たっては、あらかじめ対象構成員に対し、調査した 内容を通知し、意見を求めるものとする。
  - 2 対象構成員は、前項の調査内容の通知日から 30 日以内に調査委員会に意見を提出

することができるものとする。この場合において、対象構成員から意見の提出があったときまたは意見がない旨の申し出があったときは、調査委員会は、30 日を経過する前であっても次条に規定する裁定を行うことができる。

# (裁定)

- 第8条 調査委員会は、調査の結果に基づき、不正使用の有無について裁定を行い、調査結果(裁定を含む。以下同じ。)を専門委員会に報告しなければならない。
  - 2 専門委員会は、前項の報告に基づき、学長に対し、調査結果を報告するものとする。
  - 3 専門委員会は、第1項の報告に基づき、対象構成員に対し、調査結果を通知するものとする。

### (事務局)

第9条 専門委員会および調査委員会の事務は、大学事務局庶務部が行う。

第10条 この規則の改廃を行うときは、学長の承認を得なければならない。

# 附則

この規則は、平成27年2月26日から施行する。